

全木協の応急仮設木造住宅建設における労働条件等

	県内労働者	県外労働者
対象職種	大工、手元(土木職:杭打ち、トレンチ掘削、パイプ埋設、板金、桶職、大工以外の建設業従事者等)。但し、車両系建設機械、プレーカーの有資格者のある手元は大工職の賃金とする。	大工
実務経験・年齢	大工:実務経験3年程度以上、上限70歳程度 手元:上限60歳程度	左に同じ
賃金	大工等26,000円、手元19,000円程度 ・休日(現場指定含む)は賃金支払いの対象外。 ・着工遅延による賃金補償は大工・手元ともに10,000円。	26,000円 ・前泊及び後泊日、休日(現場指定含む)は賃金支払いの対象外。 ・着工遅延による賃金補償は10,000円。
交通費	県内交通費 ・一律1日1,000円 ・賃金と共に振り込み	県内交通費 ・一律1日1,000円 ・賃金と共に振り込み 県外交通費 ・都道府県庁所在地から宿泊地までの往復交通費相当額(ガソリン代、高速代)を従事日当日に現場において現金で支給 ・複数回現地入りする場合は、その回数分の往復交通費を支給(原則として5日以上間隔があった場合のみ)
労働時間	08:00～18:00(片付け時間含む。休憩120分) ・施工最終日は早めに終了の場合あり	08:00～18:00(片付け時間含む。休憩120分) ・労働期間の最終日は、午後3時以降の帰宅は可(近隣県のみ)
時間外賃金	労働基準法に基づき対応	労働基準法に基づき対応
労働期間	原則3日以上(1日でも可)	原則7日以上
支払い	月末締、翌月10日払い (または20日締、月末払い) ・振込手数料は個人負担	左に同じ
宿泊	-	主幹事工務店又は全建総連が手配。 ・施設はビジネスホテル又は旅館 ・前泊及び後泊分(従事最終日で帰宅できない等必要な場合)も対応。 ・1泊朝食付。旅館(和室)の場合は夕食付。 ・同県連・組合の場合はツインを原則。長期滞在者をシングル優先。 ・費用は幹事会社が負担。 ・無断欠勤の場合は宿泊費個人負担。 ・従事者による宿泊施設の変更は不可。
昼食	各現場での出前弁当 ・500～700円程度。自己負担	左に同じ
持参工具	大工道具一式	左に同じ
労災	元請が対応(通勤時間含む)。単独有期	左に同じ
雇入通知書	従事日当日に現場で手渡し	左に同じ
休日	7日に1日程度	左に同じ
移動手段	各自の車等	左に同じ
その他	幹事会社による嚴重注意2回で退場 ・幹事会社等への連絡がない遅刻・早退 ・現場監督の指示に従わない等の行為 ・幹事会社が不適切な行為と判断した場合 ・暴力関係者と判明した場合 労務管理・施工管理は、主幹事が対応	左に同じ

※現場労働者の従事割合は、両団体が協議の上、決定する。

※労働条件は毎年、全木協の総会で確認する。